○財務省、農林水産省
三四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三
三五　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三
三六　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三
○財務省、経済産業省、農林水産省
一〇　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　一五　266　一
三　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく指定金融機関を指定した件　一七　五
○文部科学省
一六五―登録有形文化財の登録を抹消した件　二一　三
一六七　〃　二二　三
一六八　重要文化財を国宝に指定する件　二四　274　一三
一六九　重要文化財を重要文化財に指定する件　二四　274　一四
一七〇　文化財を重要文化財に指定する件　二四　274　一四
一七一　重要文化財に文化財を追加して指定する件　二四　274　一六
一七二　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件　二四　274　一八
一七三　重要伝統的建造物群保存地区に区域を追加し、選定する件　二四　274　一九
一七四　重要伝統的建造物群保存地区の名称について改める件　二四　274　一九
一七五　PTA・青少年教育団体共済法施行規則第二十五条第二項の文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準並びに同規則第二十七条第一項第二号の文部科学大臣が定める金額を定める件　二七　275　一四
一七六　在外教育施設を認定した件　二八　七
一七七　科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件　二八　七
○文部科学省、厚生労働省
二　ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針　一七　268　一一
○文部科学省、経済産業省
七　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第三条第二項第二号の規定に基づく口答試験を受験する資格を認める講習機関等を指定する件の一部を改正する件　二二　三
○文化庁
五三―視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者を指定する件　六　三
五五―視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者を指定する件　六　三
五六　名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件　一六　三
○厚生労働省
四〇九　労働時間等設定改善指針の一部を改正する件　九　三
四一〇　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一〇　三
四一一　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一〇　四
四一二　食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件　一三　六
四一三　食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件　一三　六
四一四　食品衛生法の規定により登録検査機関の名称等を変更する件　一三　六
四一五　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件　一三　六
四一六　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件　一三　六
四一七　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一三　264　一
四一八　健康保険組合の解散を認可した件　一四　三
四一九　健康保険組合の従たる事務所を設置した件　一四　三
四二〇　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件　一四　三
四二一　国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　一七　五
四二二　薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件　二一　三
四二三　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件　二一　270　八一
四二四　高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を定める件　二四　三
四二五　労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二七　277　一
四二六　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　二八　七
四二七　薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件　二八　七
四二八　厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件　二八　278　五〇
四二九　厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率の一部を改正する件　二八　278　五〇
四三〇　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二八　278　五〇